



「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」 エコマーク認定取得のご案内

(公財) 日本環境協会 エコマーク事務局

「エコマーク」(登録商標)は、1989年から公益財団法人日本環境協会がISO(国際標準化機構)の国際規格に則って運営する、第三者認証による日本で唯一のタイプ1環境ラベルです。製品の資源(原料)採取から廃棄までを考慮した認定基準に基づき審査・認定後にエコマーク使用契約を締結した商品(サービス)にのみ表示が認められ、環境保全に役立つ商品(サービス)であることの証となります。

エコマーク事務局では、2017年8月1日付で認定基準「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料 Version1」を制定し、バイオディーゼル燃料の認定を開始いたしました。認定基準ではB100、B5を対象として、廃食用油の資源循環、製造時に発生する有害物質の適正処理、燃料の安全な使用につながる情報提供・品質などの観点から基準項目が盛り込まれております。環境配慮製品のブランドマークとして、ぜひエコマーク認定をご検討下さい。

●エコマーク認定取得のメリット●

- ①信頼性の高い環境ラベル機関により「資源採取から廃棄まで環境に配慮して製造された製品」として認定されたことをアピールできます。
- ②エコマーク認定品の購入者・使用者においても、「エコマーク商品ユーザーロゴ」(エコマーク商品を使用して環境活動に取り組んでいることをPRするためのロゴ ※P.5参照)を使用でき、販売や購入の際のインセンティブとなります。

●エコマーク認定取得者のエコマーク表示例●

＜カタログ・チラシ・ウェブなどの広告宣伝物＞



＜認定取得者がガソリンスタンドの場合＞

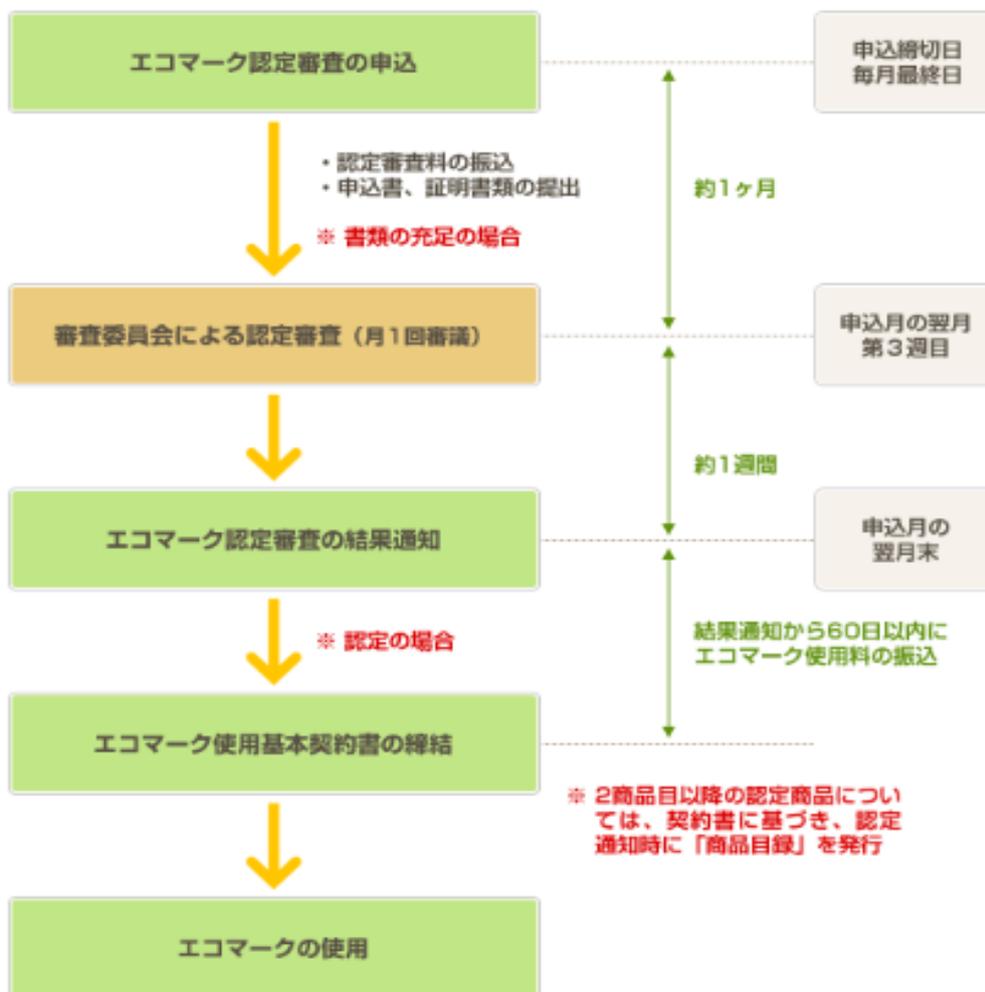


＜認定取得者の自動車等にエコマーク認定のBDFを使用した場合＞



※認定対象がBDFであることが分かるように、注書きなどの表示が必要です。

●エコマーク申込から使用契約までの流れ●



●お申込みに必要な書類●

全てエコマーク事務局ホームページ(<http://www.ecomark.jp/>)よりダウンロードできます。

① エコマーク商品認定・使用申込書

<https://www.ecomark.jp/guidance/acquire/download/>

トップページ→“エコマークを使いたい”→“商品の認定を取得するには”→“資料ダウンロード”

② 付属証明書および付属証明書に記載の添付書類（認定基準に適合していることを示す書類）

<https://www.ecomark.jp/nintei/>

トップページ→“商品の認定基準”→類型番号 160「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃 Version1」
「詳細」をクリック

●認定基準の概要●

- (1) 脂肪酸メチルエステルの原料油脂は、法令を順守して回収された廃食用油であること。
- (2) 脂肪酸メチルエステルを B100 または B5 として使用する燃料であること。品確法の特例措置の認定を受けている場合は高濃度混合でも可。
- (3) 燃料の適正な取り扱いに関する注意、使用せずに残った燃料の適正な処理方法を使用者に情報提供していること。申込者が燃料を使用する場合は、使用せずに残った燃料を適正に処理すること。
- (4) 受け入れた廃食用油のうち、申込燃料に使用できなかった廃食用油は廃棄せず、他の用途に利用されていること。
- (5) 最終製造工程を行う工場は、立地している地域の環境法規および公害防止協定などを順守していること。
- (6) 脂肪酸メチルエステルの製造時に発生した廃液、排水、廃棄物は、法令を順守し適正に処理されていること。
- (7) B100 は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会の「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン」に定めるモニタリング規格について、毎年 2 回（12 月から 2 月の冬期に 1 回、それとは 4 か月以上あけて 1 回）以上の分析を行い、適合していること。ただし、燃料製造者が自身で使用し、自主的な品質規格がある場合は、その品質規格に適合していることでも可。
B5 は、品確法で定める軽油の強制規格に適合していること。自動車燃料として消費・販売する場合は、軽油特定加工業者の事業者登録も行っていること。

※詳細はエコマーク事務局ホームページ掲載の認定基準書をご確認ください。

<https://www.ecomark.jp/nintei/>

トップページ→“商品の認定基準”→類型番号 160「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃 Version1」
「詳細」をクリック

●エコマーク使用にかかる費用●

①審査料： 申込 1 件あたり 20,000 円（別途消費税） 初年度のみ

②エコマーク使用料： 年間、1 事業者あたり

エコマーク認定商品の合計売上高区分(年間合計出荷額)		使用料 (別途消費税)
	～ 10 万円以下	10,000 円
10 万円超	～ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超	～ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超	～ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超	～ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超	～ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超	～ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超	～ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超	～ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超	～ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超	～ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超	～ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超	～ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超	～ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超	～ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超	～ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超	～ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超	～ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超	～ 50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超	～ 60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超	～ 80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超	～ 100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超	～ 200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超	～ 300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超	～ 500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超	～	3,000,000 円

●エコマーク商品ユーザーロゴとは●

エコマーク使用契約者（認定取得者）以外の第三者が、エコマーク認定商品を使用していることをアピールする目的で、環境報告書などに使えるロゴ（使用申し込み手続き 1 週間程度、無料）



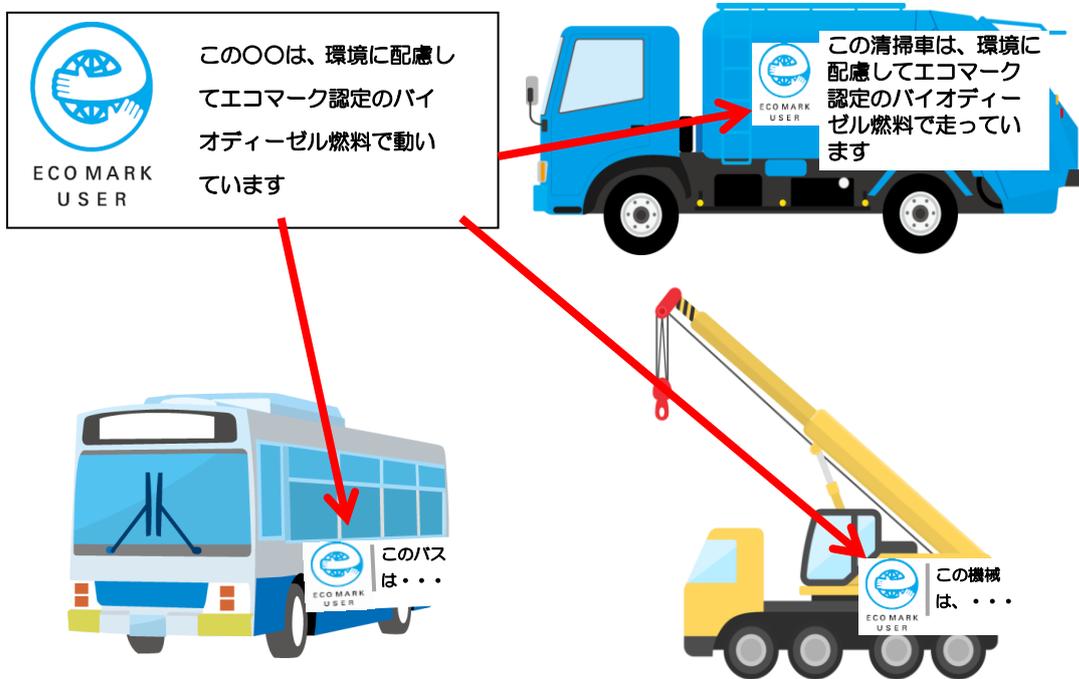
ECO MARK
USER

（表示例）

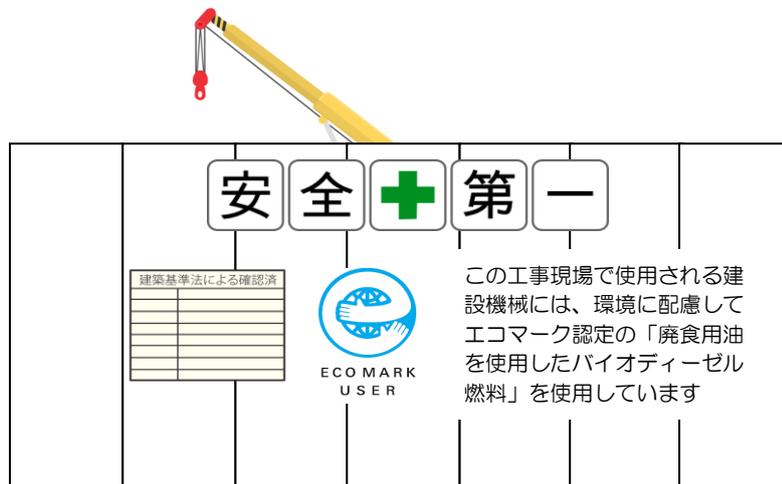
〇〇は、環境に配慮してエコマーク認定の「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」を使用しています

エコマーク商品の購入者・使用者には、環境に取り組んでいることのPRに、認定取得者には、販促の材料となります。

<認定取得者以外の第三者がエコマーク認定のBDFを車両に使用した場合の表示例>



<認定取得者以外の第三者がエコマーク認定のBDFを工事現場の建機に使用した場合の表示例>



●エコマークライセンスホルダーロゴとは●

エコマーク使用契約者が、エコマーク認定商品を保有していることをアピールする目的で、名刺などに使えるロゴ（使用申し込み手続き 1 週間程度、無料）

※認定商品が特定できるように、通常のロゴを認定商品やパンフレット、ウェブなどで表示している事業者に限ります。

表示例（名刺の場合）



●詳細・お問い合わせ先●

＊お申込み方法、認定基準などの詳細は以下のホームページをご参照ください。
エコマーク事務局ホームページ <http://www.ecomark.jp/>

＊電話・メール・ご来所等によるお問い合わせも受け付けております。
公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5F
E-mail: info@ecomark.jp
Tel: 03-5829-6284 Fax: 03-5829-6281